

みつなが 敦彦 議員	一般質問 . . . 1
成 宮 まり子 議員	一般質問 . . . 8
原 田 完 議員	一般質問 . . . 15
他会派の一般質問項目	. . . . . 16

●京都府議会 2019 年 12 月定例会一般質問が 12 月 9 日、10 日、11 日に行われ、日本共産党のみつなが敦彦議員、成宮まり子議員、原田完議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

## みつなが敦彦議員（日本共産党・左京区）

2019 年 12 月 9 日

### 医師不足の実態を無視し拍車かける国の偏在対策、病院再編方針は撤回せよ

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。

はじめに、医師不足の現状と対策についてです。9月に厚生労働省が、公立・公的病院の再編・統合のための「再検証」リストを公表し、本府では舞鶴赤十字病院、福知山市民病院大江分院、国保京丹波町病院、国立病院機構・宇多野病院が対象とされたことで、京都でも怒りと不安、疑問の声があがり続けています。これに慌てた厚生労働省は、各地で説明会を開催し、「機械的な対応はしない」「強制はしない」などと述べたものの、大臣自身は「参考として議論していただきたい」と答弁するなど、あくまで地域医療構想の実現のため、すなわち病床削減のために、公表したリストを前提として都道府県に論議を迫っています。知事は「根拠を明らかにすべき」とし、「抗議した」と述べておられますけれども、病床削減ありきの国の動きに対し、なぜ撤回を求めないのでしょうか。まずはその理由についてお答えください。

さて、問題はこれだけにとどまりません。医師偏在指標が厚労省より示され、全国的に混乱が起きました。例えば、山城南医療圏の笠置町には、開業医が一つで医師が一人、そこが医療も介護も担っておられますが、人口 10 万人あたりの施設数を見てみると、一般病床も内科系も小児科も皮膚科もすべて全国平均を上回り、小児科は全国平均が人口 10 万人あたり 17.43 カ所に対し、73.1 カ所にもなっています。なぜなら、笠置町は現在人口が約 1200 人で、一人の開業医さんが内科、小児科、皮膚科を診察されています。これを人口 10 万人に割り戻すと、当然のことながら、各診療科は全国平均を上回り充足していることになってしまうのです。さらに今後の町の医療需要予測によると、2015 年を 100 とした場合、2040 年が 104%、介護は同 131%です。つまり、現在還暦を超えられた院長が今後 20 年にわたり頑張り続けなければ、町の医療も介護も崩壊してしまうということを示しているのです。また和東町でも 72 歳の医師と 60 代の医師が担っておられますけれども、各種委員など歴任されながらギリギリで診療を続けておられます。これでどうして充足していると言えるのでしょうか。

にもかかわらず、厚生労働省は京都府を「医師多数区域・地域」としました。具体的には医師偏在指標と外来医師偏在指標を用いたランキングに基づき、京都府は全国 2 位の医師多数三次医療圏とし、二次医療圏別では、京都市・乙訓医療圏が全国第 10 位の医師多数区域、中丹・山城北・山城南・南丹はどちらもない区域、丹後が全国 252 位の医師少数区域であるとしています。外来医師偏在指標については、京都市・乙訓医療圏が全国 6 位、山城南医療圏が全国 101 位で外来医師多数区域であるとしています。

先日の京都府医療審議会では、「京都府の実態に即したのものとなるよう京都府独自に補正した」と述べ、

今議会に「医師確保計画中間案」として提案される予定と聞いておりますが、医師少数スポットの設定など、国の制度の枠内で対応を迫られているのが実態であります。

なぜ、こんなことになるのでしょうか。それは、2018年12月26日に開催された医師需給分科会で示された「外来医師偏在指標」とそれを用い「外来医師多数区域」を設定し、同区域で新規開業する際に、地域で定める不足医療機関を担うことを事実上義務づける方針が示されたことにあります。これは新たな指標で医師多数区域を生み出し、医師養成を抑制し、新規開業も抑制するという酷いものです。

そこで知事に伺います。こうした一連の方針こそ撤回するよう国に求めるべきと考えますが、いかがですか。そもそも、今回の公立・公的病院の再編の狙いは、日本経団連が再三にわたり経済財政諮問会議で提案している社会保障給付費削減方針の具体化にあります。2014年に成立した医療介護総合確保推進法により、「地域医療構想」の策定を都道府県に求め、ベッド数など医療提供体制の見直し、すなわち削減を求めたものの、簡単に進みませんでした。そこで業を煮やした厚生労働省が、財界の意向を受け、424病院のリストを発表したのです。こうした病床削減ありきの方針は、結局のところ医療機関の再編・統合となり、医師を増やすどころか医師を足りなくすることになるため、医師の再配置をすすめるという方針に陥ってしまいます。そのため、先に述べた医師偏在対策と、医療従事者の働き方改革を「三位一体」で推進すると、厚生労働省はしているのです。

これは、医師が絶対的に不足している現実には目をつむり、医師偏在だけが問題であるかのように描き、「医師多数区域」とされた京都府では、他県から医師を確保してはならないなど厳しい規制がかけられてしまいます。これに病院の再編・統合を進めれば、医師不足にいつそう拍車がかかってしまうのではないのでしょうか。ご所見を伺います。

## 新専門医制度のシーリングは重大。医師確保に向けた公的責任を果たせ

【光永議員】次に、新専門医制度についてです。

政府は都道府県に対し、病床削減のためコントロール機能をもたせるばかりか、今度は専門医制度を導入し、すでに新専門医の資格取得を目指す専攻医について、2020年度採用分から「都道府県別・診療科別の必要医師数」をベースにした新たなシーリング・採用数上限を導入することとなっています。

そもそも2036年の必要医師数について厚労省は、京都府では丹後253人、中丹483人、南丹332人、京都市・乙訓4375人、山城北1,105人、山城南265人で合計6,807人とされました。これに対し、上位供給推計で4,006人、下位供給推計で1,291人の医師が過剰となるとしています。都道府県ごとの2036年の診療科別必要医師数では、京都府は各診療科が軒並み「過剰」と推計されています。全体としては不足と推計される内科ですら448人過剰とされ、臨床検査や脳神経外科以外はすべて過剰とされています。これを踏まえ、医師養成へのシーリングがかけられてしまうと、いつそう地域医療に深刻な影響が出てしまいます。

そこで伺います。医師偏在指標・外来医師偏在指標に加え、診療科ごとの必要医師数推計が府域の地域医療にどのような影響を与えると受け止められていますか。現時点でのお考えをお聞かせください。

この問題の最後に、ではどうすれば医師不足を解決できるのか、についてであります。医師偏在が起こる大本の理由は医療保険制度にあります。現在の医療保険制度は、経済が疲弊し、人口が減少している地域では、患者さんが確保できず採算がとれないため、医療提供体制の充実ができないという状況になってしまいます。したがって公的医療機関や開業医さんらの努力で実質支えられているのです。ところが政府は医師養成を制限し、さらに救急まで開業医に迫るなど、提供体制壊しにつながる政策ばかりとっているのではないのでしょうか。

したがって、今の仕組みのまま医師偏在を是正する方法は、地域経済を再生させることと一体でなくてはなりません。実際、先に紹介した笠置町の伊佐治先生は、シンポジウムで「合併が酷い事態を招いた。町や集落そのものをどうしていくのかが問われているのでは」と問題提起をされておりました。しかしそのことは、すぐに解決できるわけではありません。そこで、それまでの間は行政の責任で医師を確保することが極めて重要です。

まさに公的・公立医療機関の役割が重要になります。にもかかわらず、政府は公的・公立医療機関を縮小する政策ばかり進めています。あらためて公的・公立医療機関の本府における役割の重要性について、国の動きとの対比でどうお考えですか、お答えください。まずはここまでお願いします。

**【西脇知事・答弁】** 光永議員のご質問にお答えいたします。

医師不足の現状と対策についてでございます。京都府では、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要とされる方それぞれの状態にふさわしい適切な医療・介護を効果的・効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想を含む地域包括ケア構想を策定し、取り組みを進めてまいりました。こうしたなか、さる9月26日の国による「再検証」が必要な公立・公的病院名の公表は、あまりにも唐突で、全国一律の基準による機械的な分析結果に基づく一方的なものであり、地域住民に不安を与えるものであることから、きわめて遺憾である旨、全国知事会とともに国に対して強く申し入れをいたしました。これに対しまして、全国知事会など地方三団体と総務省、厚生労働省による「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」において、国の方からは「公表の指標に問題があって、誤解を招いたことはしっかり受け止め反省をする」「統廃合の方向性を機械的に決めるものではない」「今後の方向性については各圏域の地域医療構想調整会議の中で議論して頂ければいい」との説明がございました。

京都府では地域包括ケア構想の実現に向け、全病院の参加の下、地域医療構想調整会議を平成30年度はのべ40回、ちなみに31年度はこれまでに9回開催しており、地域の実態を踏まえた病院の役割分担や病床機能のあり方について、丁寧に議論を進めてきたところでございます。また京都府の地域包括ケア構想におきましては、高齢化の進展による疾病構造の変化や医療需要の増大に対応するため、令和7年に必要な病床数については、急性期から回復期等への病床機能の転換を必要とする一方で、総病床数は現状維持することとしております。今後とも国に対しまして、地域医療構想調整会議の結果を十分に尊重するよう、強く要請をしましてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

**【松村健康福祉部長・答弁】** 外来医療に係る新たな指標についてでございます。平成29年11月から31年3月までの、外来医療提供体制に関する医療受給分科会の議論を踏まえ、平成31年3月25日に改正された「医療提供体制の確保に関する基本方針」では、「外来医療に係る医療提供体制に関する基本的な考え方」の事項が新たに設けられ、「地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を提供することで、医師の行動変容を促し、偏在の是正につなげていく」とされたところでございます。これまでから、開業を望む医師が独自に情報収集・分析し判断されてきたことから、京都府では新たに開業を検討するために必要な、地域における診療所等の医療機関情報や、患者の受療動向などの情報を地図上で可視化するなど、わかりやすく情報提供してまいりたいと考えております。

次に医師確保についてでございます。京都府が策定した地域包括ケア構想においては、令和7年、2025年に必要な病床数については、疾病構造の変化などにより回復期・慢性期病棟への機能転換は必要とするものの、病床総数は現状維持するとしていただいております。また本議会で中間案をご報告する医師確保計画においても、北部地域を中心に重点的に医師確保に努めるところでございます。国が試算した医師偏在指標で、京都府は全国上位3分の1以内の医師多数区域とされておりますが、国からは他府県の学生への奨学金対応も含め、これまでの医師確保対策の是正を求められておらず、今後とも地域医療を守る観点から医師確保の対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、新専門医制度についてでございます。平成30年度から開始された新専門医制度において、地域偏在、診療科偏在を是正する観点から、診療科ごとに採用できる研修医師の数に都道府県ごとに上限を設けられ、その算定には厚生労働省が試算した2024年の必要医師数が用いられています。京都府では19診療科のうち、全国最多の12診療科が対象となったことから、算定根拠の明確化や、地域枠医師を別枠とする、など国や関係機関に強く要望し、その結果、今年度については激変緩和措置がなされております。また、来年に向け、都道府県や関係団体の意見を踏まえつつ、そのあり方を見つめ直す旨回答があったことから、引き続き京都府の考え方をしっかり伝えてまいります。

次に、公立・公的病院の役割についてでございます。地域における医療体制は、公民問わずすべての病院がそれぞれの特徴を生かして確保されているところであり、京都府においては特に、公立・公的病院には、僻地や過疎地域に対する医療提供、周産期や災害等に関わる医療など政策医療を担っていただいているところであります。今後とも地域医療構想調整会議において、地域の実情を踏まえ、それぞれの病院の役割や病床機能のあり方について、丁寧に議論を進め、地域に必要な医療提供体制の構築を図ってまいります。

**【光永議員・再質問】**再質問をさせていただきます。再検証については、遺憾の意を表明されたようではありますが、やはり先ほどもあったように、調整会議等でしっかりと議論をして、その実態に合ったものにしなきゃいけないし、医師確保計画もそうだというふうに思います。そうであるならば、やはり「撤回」を求めるといえることが必要だと考えております。その点は強く求めておきたいと思っております。

そこで質問は二点伺いたいと思っております。まず知事に伺いたいのですが、医師確保計画中間案では、医師確保の考え方として、他地域からの確保や地域枠等述べられていますが、全府が医師多数区域とされて、さらに先ほど述べたように新専門医で医師養成のシーリングがかかっていると、激変緩和といっても最終的にはシーリングがかかるということになりますと、府域内で医師確保することがいっそう困難になる可能性があるというふうに考えます。また自由開業制そのものを否定することにつながりかねません。その点は知事としてどうお考えですか。お答え下さい。

もう一点、京都府の計画案においても、例えば医療審議会で示された医師確保計画中間案では、重点領域として、二次医療圏を超えて対応すべき「くも膜下出血」や「解離性大動脈りゅう」は、「対応する医療機関を定め体制を整備」とされていますが、しかし審議会の中では、「救急医療に対応するためには一次的な治療が必要ではないか。重要ではないか」とする意見、もっともな意見が出されました。また周産期についても、産科・小児科においては「医療圏を超えた連携、医療機関の再編・統合を含む集約化等、医療提供体制の効率化を検討」等とするなど、これでは結局、医療提供体制が弱まる可能性が極めて高くなると考えますが、いかがですか。再度お答え下さい。

**【松村健康福祉部長・答弁】**光永議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、公的・公立病院に係ります役割についてでございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただき、私どもとしてしっかりと地域医療調整会議の中で議論をしてみたいというふうに考えております。それから、脳血管疾患及び周産期に係る医療提供体制の関係でございますけれども、医療対策協議会並びに医療調整会議の中で、様々な議論、ご意見を頂いているところでございます。こうしたご意見も踏まえながら、取り組んでみたいというふうに考えております。

**【光永議員・指摘要望】**再質問したことにちゃんと答えて頂きたいわけですが、まあ時間がないので、もう一度再質問したいんですけども、今日はこの程度にとどめておきますが、いずれにしてもですね、私が再質問で聞いたのは、自由開業制にも影響があるんじゃないかと、その点について「どう考えますか」ということにもまともでないですし、また小児科・産科などの「再編・統合含む」なんて書かれていることは、「これでええんですか」ということ聞いたわけですが、これにもまともな答弁がないわけで、それやったら最初の答弁と同じじゃないですか。こういうやりとりじゃなくて、ちゃんと聞いたことに答えて頂きたい。そのこと強く求めておきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもですね、これは国が三位一体で、医師養成抑制して、医療提供体制の実態を見ないままベッド削減を軸にすすめようとする動きそのもの、大本を変える必要は私はあると思っておりますので、そういう意味では、本府の計画をしっかりと実態に合ったものに進めるとともに、国と対峙するという、そういう立場に立った取り組みをしないと、これ物事が本当に、医療提供体制崩壊につながっていく可能性がある、いま本当に大事な時だというふうに思います。知事にはそういう決意と構えで臨んでいただくように求めておきたいと思っております。

## 指定管理者制度では府営住宅への公的責任が果たせない。見直すべき

【光永議員】次に、府営住宅のあり方について伺います。

本府は、これまで府営住宅の運営と管理を住宅供給公社に委託してきました。しかし本年4月から、乙訓地域、西京区、南丹地域で指定管理者制度が導入され、株式会社東急コミュニティに委託するようになりました。さらに、来年4月から京都市内にある22団地、約4000戸の府営住宅を対象として、指定管理者制度を導入することを9月定例会で報告され、今後、来年2月議会には指定管理者指定の議案が提案されようとしています。また今後、2021年度に南部、22年度に中丹・丹後地域の府営住宅にも広げようとしています。

本来、住民福祉の増進を目的に自治体が設置している公の施設の管理を、株式会社等の民間営利事業者にまで拡大すべきではなく、住民へのサービスを提供する公共性が保てなくなる、ここが非常に問題だと思えます。しかも本府は、舞鶴市の府営常団地で初めてPFIを導入したものの、例えば「要求水準書」では「滑らない床」とされているのに、「床がペンキ塗装でツルツルだ」だとか、「床が水平でない」等、予算額の約7割で落札された影響があるためなのか、様々な不具合が出ていると住民から苦情が相次いでいます。

また今年の9月議会の決算書面審査で、民間の指定管理となった府営向日台団地の給水塔に落雷があったときに、水が出なくなり、管理会社が対応しなかったため、急きょ向日市が給水車を出した事例がありました。落雷や昨今の連続する災害等により想定外の事態が起こった場合、契約上、記載がなければ対応しない、あるいはできないことが起こる可能性があり、今回、向日台団地で現実になってしまったのではないのでしょうか。

また、私はこの間、三つの府営住宅にお住まいの方々と懇談をしてきましたけれども、「排水パイプがつまり溢れるが、民間管理になったらすぐ対応してくれるのでしょうか」「3m以上の樹木のせん定は今後もやってくれるのでしょうか」など、心配の声が多数出されていました。指定管理者制度の導入についても、「なぜ、住んでいる私たち居住者に事前に知らせないのか」「現状でも2万円も出して水道の補修したけれども、民間になればもっと自己負担が増えるのではないか。台所修理も費用が出ないんじゃないか」「災害などいざという時、キチンと対応してくれるのか」など、不安の声も多数お聞きしました。

そこで伺います。本府の責任で、事前に制度の変更について住民の方々に説明を行い、「なぜ指定管理者を導入をするのか」「その結果、住民の皆さんの不安にどのように答えるのか」について、どう対応されるのでしょうか。具体的にお答えください。

総務省は今年5月に、2018年の「指定管理者制度導入状況調査」を発表しました。そこでは、指定取り消し、業務停止は2657件にもなっています。制度が導入されて以降12年間で9480件にも及んでいます。その結果1632件、6割が休止・廃止。施設の統廃合、民間への譲渡・貸与等が1467件となっています。また「直営に戻す」場合も791件、3割もありますが、専門職員や技術、ノウハウの蓄積も薄くなるなど問題が発生していることが報告されています。

政府は「自治体戦略2040構想」を提起し、「公の施設」への指定管理者制度の導入を戦略の切り札の一つとしていますが、そもそも「公の施設」である府営住宅は住民の福祉増進を図るものであり、自治体の根幹をなすものであります。ましてや府営住宅は、住まいのセーフティネットとしての役割があるわけです。実際、私がお聞きした方は、「これまで税金もきっちり払い、家賃滞納もせず、まじめにコツコツ働いてきた。高齢になり、生活が苦しくて今は府営住宅にお世話になっていて安心しているのに、新たな不安が舞い込むのはしんどい」と言われています。

そこで伺います。府営住宅に指定管理者制度を導入し、管理・運営を、利益を追求する民間委託にすることは、住民の福祉の向上と公的責任が果たせないのではないのでしょうか。本来、府の責任で行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

## 国の補助事業も活用し、住民の身近な移動確保策の検討を

【光永議員】次に、地元の府営岩倉団地に関わって伺います。

現在8棟のうち3棟にはエレベーターを設置されているものの、山の斜面に建物があるため、路線バスの終点から坂を歩いていかなければなりません。いまお住まいの方の平均年齢が70歳を超えておられるため、買い物して荷物を持って帰ったり、暑い夏に坂道を歩くのが本当に大変で、ワンメーターをタクシーに乗らないと帰れないという方も多くなっています。このため、これまでから、住宅内にバスやオンデマンドタクシーなど公共交通がなんとかならないかと繰り返し要望が出されてきたものの、その実現には至っていません。

昨今、こうした地域が増えていることに加え、観光対策等として、国土交通省がグリーン・スロー・モビリティの導入にむけた支援をはじめています。これは、電動で時速20キロ未満で公道を走る四人乗り以上のもので、坂や狭い道のある横浜市では、京急電鉄、横浜国大、横浜市が連携して電動ゴルフカートをベースに実証実験を実施。また岡山県備前市では、福祉と連携した「高齢者向けラストワンマイル移動サービス」等、全国50地域で実証実験や導入が進められています。本府でも伊根町の観光の一環として舟屋周辺を走る実験が行われたとお聞きしています。

そこで、国の補助事業なども活用し、住民等と協議して、また市町村と連携し、岩倉団地のように高齢化や坂道等に対応した住民の身近な移動の確保策を具体化すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

**【富山建設交通部長・答弁】** 府営住宅のあり方についてでございます。

府営住宅の指定管理者制度につきましては、平成30年3月の包括外部監査の指摘を受け、今年度より住宅の管理運営の効率化を図り、あわせて民間のノウハウを活用したさらなるサービスの向上を目的として、導入を開始したものでございます。

指定管理者制度の導入にあたりましては、今年度の乙訓・南丹地域をはじめとして、府内を4地区に分け、導入した地域における業務状況を検証した上で、順次指定管理者制度による管理に移行する方針で取り組むこととしております。

府営住宅における指定管理者の業務といたしましては、入退去の手続き、家賃の徴収や滞納整理等の事務の他、空き家修繕などの小規模な修繕工事を含むものとしております。本年4月から指定管理者制度に移行した乙訓・南丹地域の府営住宅では、現在までのところ入居者などから、業務状況に関する苦情は出ておらず、団地自治会に対して実施したアンケート調査でも良好な評価を得ており、また修繕工事についても、府職員による検査において支障がないことを確認しております。このような状況をふまえて来年度からは、西京区を除く京都市の地域においても移行することとし、指定管理者の選定手続きを進めているところでございます。

京都市地域の指定管理者の導入手続きにつきましては、対象となる団地自治会のみなさまに対し、今月から来年1月にかけて、指定管理者の候補団体とともに説明会を開催する予定で準備を進めており、入居者のみなさまからのご心配やご要望に対しましては、丁寧に対応をしております。

指定管理者制度導入後の本府の責任についてでございますけれども、指定管理者は京都府が提示した仕様に基づき、これまで公社が実施してきた管理代行と同様の業務を実施し、その業務内容については京都府が確認し、必要に応じて改善を指示することとしております。また、入居決定等の権限行使やエレベーターの設置等の大規模な工事につきましては、京都府が直接実施することとしており、引き続き府営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう、京都府が責任を持って対応をしております。加えて、乙訓・南丹地域の自治会からは、住民アンケートにおいて、指定管理者から提案されております高齢者への見守りサービス等への期待が多く寄せられており、すでに、指定管理者によりこうしたサービスが各団地において実施されているところでございます。

住民の身近な移動の確保策についてでございますけれども、京都市内の地域公共交通の確保につきましては、まずは京都市が主体的に検討するものでございます。まずは地域住民と京都市が協議され、必要な公共交通について検討されるべきものと考えており、京都府といたしましては、京都市等から要請があった場合等には、運行方法、あるいは国の支援制度等について、助言を行ってまいりたいと考えております。

**【光永議員・再質問】** 再質問をさせていただきます。

岩倉団地については、団地そのものが府のもので、斜面にあります。したがって、もちろん公共交通全体については、市町村との連携もちろん必要ですけれども、やはり直接持ち主、管理主でもありますから、そこはそれと違う状況もあるだけに、京都府がイニシアティブを握って、国の補助事業なども使っていてですね、やれることは率先してやって頂きたいなど、これは強く求めておきたいと思います。

そこで、3点再質問をします。

1つ目は、指定管理者を導入して検証した、それにアンケートをしたとか、意見を聞いたとか言われていますけれども、最初の質問で指摘したとおり向日台団地の落雷の件についてはどうだったのか、それについての検証はいかがだったのかと、それは今後指定管理者を導入するにあたって何か是正されたのか、あるいは検証されていないのか、その辺りについてははっきりとお答え頂きたい、説明いただきたい。

2つ目は、指定管理者の導入について、指定管理者団体を決める前になぜ説明会を行わないのか、ということの理由をご説明頂きたいと思うんです。条件が何かこう変わるから、指定管理者団体が決まってから説明するっていうことになると、それは住んでおられる方はお困りになるわけだから、なぜ指定管理団体が決まる前に、あるいは指定管理者制度を導入する前に説明をしなかったのか、ということについてははっきりと説明を頂きたい。

3点目は、すでに府営住宅の管理に乗り出した東急コミュニティ、これ事務所が乙訓・南丹府営住宅管理センターとしてありますが、11月の空き家募集を見ますと、募集要項に「来客用駐車場はありません」というふうに大きい字で明記をされています。しかし、東急コミュニティを指定管理とする際の仕様書を読みますと、管理業務の拠点等の項目の中に、住宅管理センターには来客用駐車場の確保が必要というふうに明記をされています。こういう事態が起こっているんですが、この事態を部長はつかんでおられますでしょうか。公営住宅であり、住まいのセーフティネットであるべきところの公的責任を、これで府が果たしていると言えるのでしょうか。お答え下さい。

**【富山建設交通部長・再答弁】** 再質問にお答えをいたします。

まず、向日台団地の断水に関してでございます。今年9月の落雷によりまして、向日台団地におきまして断水が生じております。これは、団地で唯一の受水槽の受電設備に落雷し、高架水槽への給水が停止したことにより生じたものでございます。この際、指定管理者は複数の職員を現地に派遣し、緊急修繕や入居者への対応を図り、緊急修繕にすみやかに着手した上で、深夜までには復旧が行われたところでございます。その間、住民の方への給水のため、向日市水道部局の協力を得て、給水車による浄水の供給を頂きました。この際、府と指定管理者との間の調整がうまくいかず、給水車の出動要請自体に1時間程度の遅れを生じたという反省がございます。これにつきまして、原因といたしましては、府と指定管理者との間に、こういったケースにおいて給水車の出動要請をする、ということに関する明確な規定がないということが判明いたしております。この問題を踏まえまして、現在、災害時の対応マニュアルの作成を進めているところであり、災害時等における指定管理者の役割を明確にし、迅速かつ適切な対応を図ることができるように、整理をしてまいりたいというふうに考えています。

2点目の事前の説明についてでございますけれども、今回の京都市域への府営住宅に対する指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者公募の際、9月でございますが、記者発表を行ったところでございます。しかしながら、今月から各住宅において進め行う際には、先ごろ選定された指定管理者団体が同席することによりまして、入居者の要望を直接聞くなど、より具体的で丁寧な対応をさせて頂けるものというふうに考えてございます。

それから、3点目の株式会社東急コミュニティにおける駐車場の確保についてでございますが、この詳細な点については、私の方では承知しておりません。これからの指定管理者との協議のなかで、十分に対応してまいりたいというふうに考えております。

**【光永議員・指摘要望】** 結局、答弁聞きましてもですね、向日台団地の件も災害時のマニュアルがないと、ないのは問題なんですけれどもね、これ府が直営でやっていたり、供給公社などでやっていれば、災害あったら即現場に出ていくということになってたわけですよ。それで、先ほどの住宅管理センターの問題も、民間がやっていると。それがどうなっているか京都府としてはつかんでません。こんなバカなことが果たしてあるんでしょうか。やはり、公的責任ということが実質奪われていると。それを、利益のために京都府が率先して民間に委託していくと。こういう考え方自身が非常に問題だと私は思うわけで、そういうあり方自身を見直すとともに、府営住宅については今後の拡充方針、これは見直して頂きたい。そのこと強く求めて、質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

## 成宮まり子議員（日本共産党・西京区）

2019年12月10日

### 自衛隊・職業体験での銃火器操作は問題。 自治体から自衛隊への名簿提供はやめよ

**【成宮議員】** 日本共産党の成宮まり子です。通告にもとづき知事並びに関係理事者に伺います。

まず、自衛隊と米軍についてです。

10月4日、舞鶴海上自衛隊での中学生の職業体験学習で、生徒2人に掃海艇「すがしま」の機関砲の操作体験をさせていたことが明らかになりました。我が党は、10月25日に舞鶴市議団が舞鶴市教育委員会に申し入れ、12月3日に倉林明子参議院議員秘書、舞鶴市議団とともに我が党府会議員団として舞鶴海上自衛隊に抗議の申し入れを行いました。海上自衛隊も舞鶴市教委も「自衛隊で安全性を確認しており問題はない」とし、さらに海上自衛隊は、今後も実施する可能性について否定しなかったことは重大です。

府教育委員会は10月31日の京都教職員組合の申し入れに対し、「はなはだ不適切とは言えない」とされたと聞きます。しかし今回の事態は、安全だから、模擬弾だから良いなどという問題ではありません。また、中学生の職業体験先に自衛隊が含まれることの賛否というレベルの問題でもありません。公教育の時間に銃火器を中学生に操作させることは、教育基本法が教育の目的を「平和で民主的な国家、及び形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」としていることに逸脱するものであり、また中学生という、判断力が未熟で命や平和の大切さを学ぶ過程にある子どもたちへの当然なされるべき教育的配慮に欠けると言わねばなりません。

そこで伺います。舞鶴海上自衛隊での職業体験学習の場で中学生に銃火器を操作させたことは、公教育からの逸脱という重大な問題だと考えますが、いかがですか。

また、府教育委員会として、今後こうした事態を繰り返さないため、舞鶴市教育委員会とともに保存記録などを精査し、どのような体験が行われたのか、事前の中学校と自衛隊との確認はどうだったのか、なぜこうした事態が起きたのかなど、事実関係を徹底して明らかにすべきです。いかがですか。

いま自衛隊・防衛省は、自衛官募集のために子どもや若者へのアプローチ、特に学校や自治体への働きかけを強めています。その下で自治体による自衛隊への個人情報提供が広がり、府内では10市町村が紙媒体で名簿を提供しています。

なかでも京都市が、この4月に、18歳と22歳になる市民2万6601人分の氏名と住所を、本人同意もなしに宛名シールで提供したことには、当事者である若者や保護者、市民から厳しい批判が上がっています。全国20政令市のうち、名簿を一括提供しているのは今春時点で4つしかなく、とりわけ京都市による宛名シール方式は、全国でもまれなものです。自衛隊が個人情報を使いやすいようにと、市が自ら宛名シールまで作成するこの方法は、昨年、防衛大臣の依頼を受けた後に京都市が自ら持ちかけたこと



や、加えて宛名シールのコピーまで渡していたことも判明しています。ここまで自衛隊に積極的に協力する京都市の姿勢は、全国でも突出したものと言わねばなりません。

京都市はその根拠として、「法の定めがあれば個人情報を提供できる」などと個人情報保護条例をゆがめ、自衛隊法 97 条と同法施行令 120 条を持ち出しています。知事も昨年の 12 月議会で、名簿提供はこれらの法令に基づき行われたものとされました。しかし自衛隊法 97 条は、自治体が「自衛官募集に関する事務の一部を行う」としているだけであり、施行令 120 条は「防衛大臣が提供を求めることができる」との規定で、何をやるべきかは定められておらず、義務とはなっていません。これは決算特別委員会でも総務部長から答弁がありましたが、だからこそ府内 26 自治体のうち 16 自治体は、名簿提供はしていないのです。

そこで、自衛隊法 97 条、自衛隊法施行令 120 条にもとづいても、自治体による名簿提供は義務ではないことをあらためて確認したいのですが、いかがですか。

本来、住民の個人情報を守るべき立場にあるのが自治体です。宇治市では「住民基本台帳法には閲覧の規定しかなく、市の個人情報保護条例に基づいても提供はできない」とし、福岡市では「市の個人情報保護条例に抵触する」「市条例では『法の定めがあれば個人情報を提供できる』が、自衛隊法施行令は具体性に欠け、定めとは言えない」としています。全国的にも紙や電子データでの名簿提供は 36% の自治体でしか行われていません。こうした状況からも、住民の個人情報保護よりも自衛隊への情報提供を優先する京都市の姿勢は重大です。

自治体の役割は、自衛隊への名簿提供などではなく、住民の個人情報を守ることだと考えますが、いかがですか。

## 自衛隊と米軍との共同化・一体化は危険。オスプレイの飛行中止を求めよ

**【成宮議員】** いま、自衛隊への入隊者が減少していますが、その原因は何より、安倍政権が進める、海外での武力行使の可能性を伴う自衛隊の任務拡大にあるのではないのでしょうか。

先日、西京区の陸上自衛隊桂駐屯地で創立 65 周年記念行事が開催されました。「装備品展示」では戦車、迫撃砲、機関銃、軍用ボートなどが並び、子どもたちの高機動車体験乗車も行われ、「戦闘訓練展示」では軍用ヘリ、空砲射撃も含むゲリラとの戦闘・格闘シーンが公開され、参加者からは「まるで海外での戦闘の訓練のようだ」との声が寄せられています。

政府はいま、中東沖への自衛隊派遣を年内にも閣議決定しようとしています。アメリカ主導の有志連合が年明けに本格的な軍事活動を始めれば、一気に緊張が高まり、武力行使の危険性が増すと指摘される下で、自衛隊の派遣は絶対にやめるべきです。

自衛隊にどんな役割を期待するかという内閣府の世論調査でも、「災害派遣」が 79.2% と最も高く、以下、「国の安全確保」60.9% など、武力行使を伴う海外派遣は国民の願いではありません。府民の自衛隊への期待も、海外派遣や武力行使ではなく、災害派遣や専守防衛での役割発揮にあるのではないのでしょうか。

その自衛隊と米軍との共同化・一体化も重大です。

12 月 1 日から滋賀県饗庭野で日米合同演習が行われています。近畿中部防衛局によれば、自衛隊員約 450 人、米海兵隊員約 300 人が参加し、初めて香川県・国分台、岡山県・日本原、三重県・明野の演習場を同時使用してオスプレイが飛行し、オスプレイから自衛隊ヘリへの給油など長距離機動訓練が特色とされています。1 日、高島市での「合同演習反対あいばの大集会」に行ってきました。現地からは、「昨年の誤射による一般車両の被害や今年 9 月の砲弾落下など事故が相次いでいる」と怒りの声が上がりました。

さらに、京都府域でもオスプレイ目撃情報が相次いでいます。5 日に西京区の方から、「2 機が桂坂上空を東から西へ飛んでいる」と、写真も私のところに寄せられました。昨日、わが党議員団として知事に申し入れを行ないましたが、前回 2 月の合同演習に続き、危険なオスプレイが飛行ルートさえ示さ

ず、勝手に府民の頭上を飛ぶなど、府民の安心・安全を脅かす日米合同演習、オスプレイ飛行は中止をするべきではないでしょうか。

また、稼働から丸5年を迎える京丹後米軍レーダー基地については、11月10日に「米軍いらんちゃフェスタ」が行われました。銃器や防弾服、ガスマスクを着け、基地の外へ銃口を向けた訓練など、相次ぐ米軍の約束違反に、参加者700人から怒りの声が上がりました。こちらでも、2017年から陸上自衛隊が米軍施設を警護する警護出動訓練が始まるなど、米軍と自衛隊との共同化が拡大しています。昨年10月に日本やグアムの通信・迎撃施設の統括司令部が神奈川県に新設される下、京丹後の基地にもアメリカ本土防衛の最前線基地としての役割が要請され、実際に攻撃対象になる想定での訓練が、自衛隊も巻き込んで激化しています。

こうした自衛隊と米軍との共同化・一体化は、海外での日米一体の戦闘を想定したものであり、憲法が定めた専守防衛とは相いれません。そこで伺います。饗庭野日米合同演習においては、府民の安心・安全を守る立場からオスプレイ飛行中止を求めるべきであり、少なくとも飛行ルートを事前に明らかにするよう要請すべきです。いかがですか。お答えください。

**【西脇知事・答弁】** 成宮議員のご質問にお答えいたします。

自衛官募集に際しての、市町村から防衛省に対する宛名の提供につきましては、自衛隊法第97条及び同法施行令120条に基づき行われており、これらの事務は、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとされる、第1号法定受託事務として実施されているものでございます。国からの提供の求めに対し、自治体が応じることを強制されるものではありませんが、各自治体はこれらの法的根拠に基づき対応しているものでございます。個人情報保護に関しましては、各自治体において個人情報保護に関する条例等の法令の根拠に基づき、適切に運用されることが重要と考えております。自衛官募集に際しての宛名の提供につきましても、さきに述べましたように、各市町村において法令の根拠に基づいて適切に判断されているものと考えております。いずれにいたしましても、自衛官の募集は法令上明確に自治体の事務と位置付けられており、今後とも法令に基づき、適切に対応していくべきものと考えております。

其他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【藤森危機管理部長・答弁】** 自衛隊の役割についてでございます。自衛隊の役割は、自衛隊法により、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるものと規定されております。災害派遣につきましては、公共の秩序維持の一環として、都道府県知事が災害に際して人命・財産の保護のために必要であると認める場合、部隊等の派遣を防衛大臣等に要請することができる旨、規定されております。京都府におきましても、知事の派遣要請により、平成24年の京都府南部豪雨など3年連続で人命救助等を実施いただきました他、昨年の7月豪雨災害におきましても、京都市における桂川の水防活動や、綾部市、舞鶴市における人命救助等を実施していただいたところであり、引き続き自衛隊と密に連携し、災害時の府民の安心安全確保のための体制確保に努めてまいりたいと考えております。

我が国の安全保障にかかわる自衛隊の活動のあり方につきましては、国の専権事項であり、国において国民に対する丁寧な説明と適切な判断がなされるべきものと考えております。

**【勝目総務部長・答弁】** オスプレイについてでございます。

滋賀県での日米共同訓練にオスプレイを参加させるか否かにつきましては、安全保障に責任を持つ国において判断されるものでございます。京都府としては、府民の安心安全を守る立場から、その訓練中における運用に際し、地域住民の安心安全に万全を期すとともに、オスプレイが京都府上空を飛行するような場合には、飛行ルートをすみやかに提供するよう、これまでから求めているところでございます。このたびの訓練実施に当たっても同様に申し入れておりましたが、12月5日に京都市の市街地近傍の上空をオスプレイと見られる機体が飛したのではないかと、との新聞報道がございました。防衛省に確認し

たところ、「米軍の運用にかかわる事項であり承知しておらず、確たることをお答えすることはできない」との回答でしたが、京都府としては、報道当日ただちに知事名で防衛省に対し文書申し入れを行い、「京都市中心部から視認できる位置でのオスプレイの飛行がなされたとすれば、府民に与える不安も大きく、まことに遺憾であり、オスプレイの運用に当たっては安全対策に万全を期すとともに、事前に関係自治体へ飛行ルートを情報提供する」よう求めたところでございます。いずれにいたしましても、今後とも府民の安心安全を守る立場から、問題が生じるような場合にはすみやかに厳しく対応を求めてまいります。

**【橋本教育長・答弁】** 成宮議員のご質問にお答えいたします。

中学生の職場体験についてであります。新学習指導要領におきましても、望ましい勤労観・職業観を育むキャリア教育の充実が求められているなか、職場体験の機会が自己の能力、適性等についての理解を深め、職業や進路、生き方にかかわる啓発的な体験となるよう、各市・町の教育委員会において取り組まれているものであります。

ご質問の舞鶴海上自衛隊での職場体験学習につきましても、本年10月に舞鶴市内の中学校が、海上自衛隊の協力を得て実施したもので、掃海艇の役割や任務等学ぶなかで、掃海艇搭載の機雷処分用火器の取り扱いについて、模擬体験を行ったものと承知しております。舞鶴市教育委員会からは、海上自衛隊において職場体験の趣旨をご理解いただいたなかで、安全性を確保したうえで実施されたとの報告を聞いており、現状において特段の問題があったとは考えておりません。府教育委員会といたしましては、今後とも本件を含め、必要に応じて各市・町の教育委員会から相談等があった場合には適切に判断をし、指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

**【成宮議員・再質問】** お答えいただきました。まず、自治体による自衛隊への名簿提供の問題は、個人情報提供は要請はできるけれども、受けた自治体の側が強制されるものではないと。つまり義務ではないということです。私ども、その自治体への要請そのもの中止すべきと考えますけれども、自治体が強制されるものではないということが明らかになった。これは確認しておきたいと思えます。

再質問を2点させていただきます。

まず、オスプレイの飛来についてです。申し入れをされたということですが、これ実は、日米合同委員会の場でも、「できるだけ米軍機は住宅地を避ける」、こういう約束があるんですね。そういうことはご承知と思えます。あるんだけど守られないで、今回のように京都市域、市街地のすぐそばを、全く情報も明らかにしないまま「我が物顔」で飛行する。こういう状態がいま起こっているわけです。相手側のこういう態度に対してですね、「遺憾である」と、「ルートを事前に示すように」と言うだけでよいのかどうかということが、いま問われているんじゃないでしょうか。府民の安心安全を守るためには、「府民の上を飛ぶな」と日米両政府に厳しく言うべきではないかと思えますが、この点、再度お答えいただきたいと思えます。

それからもう一点、中学生の海上自衛隊での銃火器操作についてです。職業体験一般の話や、また自衛隊での職業体験が是か非かというレベルの問題ではなくて、先に指摘するように、銃火器の操作ということを公教育の場で行った、このことがたいへん重大だというふうに指摘しているところでございます。それで、いまのご答弁だと、一般論に終始をして、結局とりわけ悪いことだったとは言えないということですから、これ重大な容認する姿勢だと言わなければなりません。その点で、先ほども紹介しましたが、海上自衛隊は我が党が12月3日に申し入れた時に、今後も銃火器操作を実施する可能性を否定されなかったわけです。それも含めて容認ということになれば、今後もくり返されかねない、拡大しかねない、こういう問題だと思うんです。今回の事態は、教育基本法や教育の理念、子どもへの教育的配慮から、あつてはならないというふうに私ども指摘しているわけですが、教育長は今後もこれを継続していってもよいというふうに考えておられるのか、そのことをお答えいただきたいと思えます。加えて、事前の学校とのやりとりがあったのかなかったのか、銃火器操作というものが計画にあったのかなかったのか、そのことも含めてお答えいただきたいと思えます。

**【勝目総務部長・再答弁】** オスプレイに関する、成宮議員の再質問にお答え申し上げます。

京都府からの申し入れに対しまして、防衛省の方からは、「京都府知事からの申し入れを重く受け止めている」米海兵隊に対して京都府からの申し入れ内容を伝えるとともに、市街地上空の飛行を避けるなど安全性の確保の徹底について申し入れた」との説明も受けているところでございます。原則、オスプレイの運用そのものにつきましては、安全保障に責任を持つ国において判断されるものであり、国においてしっかり安全性についても確保していただきたいと考えております。京都府としては、府民の安心安全を守る立場から、問題が生じるような場合には、我が国の安全保障に責任を有する防衛省に対し、すみやかに厳しく対応を求めてまいります。

**【橋本教育長・再答弁】** 成宮議員の再質問にお答えいたします。

自衛隊における職場体験の継続のお尋ねでありますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、今回の体験につきましては、職場体験の趣旨を理解いただいた上で、安全性をしっかりと確保して実施されたと、このように舞鶴市教育委員会から聞いております。従いまして、現状において特段の問題がないというふうにふまえておりまして、引き続き特段のご相談等があれば対応してまいりたいというふうに考えております。

それから事前の学校の把握につきましてはであります。各学校におきましては、それぞれの事業所と体験内容等について、事前の打ち合わせによって把握をしておりますけれども、詳細な内容につきましては体験の趣旨をご理解いただいたなかで、生徒の状況もふまえて受け入れ先において検討し、実施をいただいているものというふうに認識をしております。

**【成宮議員・指摘要望】** オスプレイの飛行については、「重く受け止める」というお答えがあったということを紹介されましたけれども、それで約束が守られていない実態があるわけで、これは府民の安心安全を守る立場として、日米両政府に対して「府民の頭上を飛ぶな」ということを厳しく求めるべきと、指摘をしておきます。

それから、自衛隊での中学生の銃火器操作の問題です。私は、自衛隊での職場体験一般の話をしているのではなくて、そこで銃火器操作が行われたことについて、どうなのかということを知っているわけです。いまのお答えで、学校との確認、詳細つまり銃火器操作ということについては、打ち合わせ・確認はなかったというふうに受け止めました。ないのに、自衛隊の判断で銃火器操作をやらせていたということでは、本当にこれ大変な事態であり、それも含めて「特段問題がない」とされる教育長のお言葉というのは、府民や、とりわけ子どもを持つ保護者の皆さんはどんな思いに感じられるだろうか、ということを知りたくありません。これは絶対に繰り返さない、拡大しないという姿勢こそ本府の教育長に求められること、厳しく指摘をしたいと思っております。

さて、平和の問題では、先日アフガニスタンで、中村哲医師の訃報が伝えられました。日本、アフガニスタン、世界中の人々が涙を流しておられます。かつて、中村医師の京都での講演を聴きました。「日本は憲法9条を持つ国として尊敬されている。だから私たちの活動の土壌が開かれる」と、そして「自衛隊を中東地域へ派遣することは、平和の構築をめざす活動に障害をつくりだす」と、自らの経験に照らして静かに語られたことを思い返すものです。いま政府のめざす道は、平和への努力をねばりよく進める世界に逆行するものであります。知事も、府民の平和の願い、そして世界の人々の平和の願いに寄り添い、いまの政府にしっかりと対峙していただくように求めて、次の質問に移らせていただきます。

## **「表現の自由」を守り、表現と議論の場を保障する文化行政を**

**【成宮議員】** 次に、「表現の自由」と文化行政のあり方についてです。

一昨年改定された文化芸術基本法では、前文で「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とし、「文化芸術

の礎たる表現の自由の重要性を深く認識」するとの文言が加えられました。これを受け、文化行政には表現の自由、自主性を尊重する役割が求められます。ところが、これに重大な波紋を投じたのが、「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由、その後」を巡る一連の経過です。

展示内容に対し、テロ予告や脅迫が殺到するなかで企画展はいったん中止に追い込まれましたが、再開を求める世論と運動の広がりにより、一定の条件の下に再開されるに至りました。ところが政府は、内閣官房長官が展覧会への補助金不交付を示唆し、その後文化庁は審査委員会を開くことさえなく、テロ予告や脅迫の責任を展覧会実行委員会に押しつけ、補助金全額を不交付としました。これに対し、「表現の自由」を求め、文化庁に決定取り消しを求める世論と運動が全国に広がり、京都でも文化人でつくる「表現の不自由を憂える京都アピールの会」がアピールを発表し、賛同が広がっています。

この問題では、愛知県だけでなく、国と自治体の文化行政のあり方が問われています。各地で、市の映画祭で「慰安婦」を扱った映画の上映が中止されたり、美術展で「少女像」の写真を使った作品が展示できなくなるなどしています。こうした「表現の不自由」が広がり、社会に萎縮の空気が蔓延すれば、民主主義の土台が崩れてしまいます。

そこで伺います。「あいちトリエンナーレ」への文化庁による補助金不交付の決定は、「表現の自由」を保障し「検閲の禁止」を定めた憲法21条や文化芸術基本法に反すると考えますが、いかがですか。「文化の振興」を本来の仕事とする自治体の文化行政は、多様な表現を不当な攻撃や偏見から守り、表現と議論の場を保障する役割も担っていると考えますが、いかがですか。

また、文化への支援のあり方として、欧米では「アームズ・レングスの原則」、腕を予算的にはしっかり支えるけれども、足は芸術家が自ら立つべきで口は出しません、ということが重要とされています。文化施設整備などの必要な予算は確保しつつ、その表現内容には介入しない立場が重要と考えますが、いかがですか。

## 京都こども文化会館は廃止でなく、存続と充実を本府の責任で

**【成宮議員】**次に、京都こども文化会館についてです。

先日、このホールで児童劇団やまびこ座の公演を小学生の息子と一緒に観ました。親子連れの多い客席には子どもたちの笑い声も響き、親子で楽しめるホールの大切さをあらためて感じました。

こども文化会館は、青少年の健全育成、優れた文化芸術に接する機会の保障、青少年自らが文化芸術を創造し発表できる場を提供するため、国際児童年を記念し、1982年に府と京都市が相協力して設置した、府内で唯一「こども」を会館名に冠した文化施設です。ところが昨年9月、こども文化会館あり方懇談会は、利用者の減少、存続に費用がかかるなどの理由で廃止の方向を示し、さらに本府はこの6月から施設を運営する財団との契約を「1年」に変更し、利用者の1年前からの仮予約を取りやめました。利用者には「いよいよ廃止方針が出るのか」と不安が広がっています。

開設から35年以上が経過しており、子どものための文化施設としての役割発揮には、当然、老朽化した設備の更新や、抜本的な改修、ホールをはじめ専門スタッフなどが必要です。ところが、それらの手立てをとってこなかったのは本府と京都市であり、責任が厳しく問われています。

昨年9月議会には、「京都こども文化会館を大切に守り☆よくする会」から、4700筆もの請願署名が寄せられました。その後も、「これまでの活動や発表を支えてくれた場所を失くすわけにいかない」と、新しい署名にもとりくまれています。

こども文化会館が、子どもたちの文化に接し、文化をつくり出す場としての役割をより発揮できるよう、現在の場所での存続、機能充実をはかることこそ本府の責任です。こども文化会館について、子どもを含む利用者や住民の声に耳を傾け、京都市と協議し、廃止でなく必要な改修や建て替えを行ない存続すべきです、いかがですか。

**【古川文化スポーツ部長・答弁】**文化芸術と、それを支える行政の役割についてでございます。

「あいちトリエンナーレ」に係る補助金の不交付決定につきましては、補助金を交付する文化庁が補助金適正化法第6条等に基づいて判断されたものであり、申請内容や支出目的をどのように審査された

かなど承知しておりませんので、補助金不交付の是非を判断する立場にないことをご理解いただきたいと思います。

表現の自由は憲法で保障された権利であるとともに、文化芸術基本法の前文において、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨」としていることから、最大限尊重されるということは当然であると考えております。

**【松村健康福祉部長・答弁】** 京都こども文化会館についてでございます。

京都こども文化会館は、昭和57年の開館以来37年が経過し、建物・設備の老朽化が進行しているとともに、平成24年度には利用者がピーク時から半減し、その後も減少傾向にございます。こうした状況にあることから、京都市とともに「京都こども文化会館のあり方懇談会」を設置し、利用実態や類似施設の状況等について、客観的なデータにより現状と課題を確認するとともに、利用団体の意向調査も行いながら幅広くご意見を伺いました。平成30年9月に取りまとめられた報告書では、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたものの、文化会館やロームシアターなど類似施設が立地条件に優れた場所等に整備されてきたこと、利用者が施設の近傍の方に固定し減少していること、交通の便や施設規模など周辺状況の変化から、経営努力による新規開拓や利用者回復はたいへん厳しい状況にあることなどの理由から、多額の税金をかけて大規模改修や施設建て替えを行うことに多くの府民・市民の理解を得ることは難しいのではないかとのご意見をいただいたところでございます。今年度に入ってから、電気設備の故障、修繕の必要が出てきているなど、維持管理経費の増大が続いており、子どもたちの文化芸術の振興を含め、将来に向けた施設のあり方について京都市と協議を進めているところでございます。

**【成宮議員・再質問】** こども文化会館について再質問いたします。

いまも紹介いただいた利用者アンケートのなかでは、今後も「利用したい」、「利用したいが、利用しにくいところがある」、けれども改善も含めて利用していきたいと答えておられる方が98.8%で、ほぼすべての方が、改善も含めて利用し続けていきたいとおっしゃっているんです。そしていま、ご答弁にありましたけれども、老朽化や利用者減とおっしゃいますけれども、それは本府の責任が本当に問われる問題だと思います。ある劇団の方に聞きますと、「老朽化とともに人が減り、専門スタッフがいなくて深刻になっている」と。以前は、アマチュアや高校生の公演にも丁寧なアドバイスをしてくれた専門スタッフがいなくなっていて、「子どもへの良い文化の提供という本来の役割からいえばギリギリだ。事実上、立ち枯れに追いやってきた府と市の責任は大きい」とおっしゃっています。府の責任、この声をどう受けとめるのか、まず伺います。

もう一点、先日、利用者を含めた芸術文化関係者の集まりがありました。演劇や合唱やオペラ、美術などの創作に関わるみなさんが共通して、「子どもたちが生の芸術文化に触れる機会がいま少なくなっている」とおっしゃっていました。「学校ごとの公演、市町村の全市公演も、予算も時間も削られている」「そういう時代だからこそ、こども文化会館は廃止したらいけない」と、共通しておっしゃっていました。本府として、子どもたちが生の芸術文化に触れる場を保障する、その役割をこども文化会館が担えるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

この2点、お答えいただきまして、時間が来ましたので、私の質問終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

**【松村健康福祉部長・再答弁】** 成宮議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、こども文化会館に係ります利用者の方々の声でございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり、「京都こども文化会館のあり方懇談会」において、利用実態、また類似施設の状況とともに、利用団体のご意向も幅広くご意見をいただきました。そのなかで、交通の便でありますとか、施設規模の周辺状況の変化から、そういう意味ではなかなか回復は難しいのではないかとのご意見もいただいておりますので、今回、京都市の方と、そのあり方も含めて協議をさせていただいているところでございます。

あわせて、子どもたちの文化振興についてでございます。これも先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、文化会館、またロームシアターなどの類似施設、子どもたちが文化に触れる機会ができる類似施設の立地条件が優れた場所に整備をされてきているという事実がございます。こうした状況もふまえながら、私どもとしては子どもたちの文化芸術の振興含めた将来に向けた施設のあり方について、京都市としっかり協議を進めてまいりたいと考えております。

**原田 完議員**（日本共産党・中京区）

2019年12月11日

## 農業に壊滅的な打撃を与える日米F T A協定の中止を国に求めよ

【原田議員】日本共産党の原田完です。知事、並びに関係理事者に農業問題を一括で質問いたします。

安倍政権は、T A Gという新しい言葉まで作って実態を覆い隠そうとした「物品貿易協定」、その実態は日米F T Aですが、これを短時間の審議で12月4日に強行しました。安倍首相は「ウィンウィン」と言いますが、米国側の自動車関税の撤廃は先送りされ、牛肉などの畜産物で大幅な関税削減を認めるといふ、日本の一方的な譲歩の協定です。日米共同声明で、「あらゆる分野を対象に協議して『第2ラウンド』の交渉を行う」ことまで合意したことは、あまりにも重大であり許せません。

20日に開かれた米下院歳入委員会の通商小委員会の公聴会では、今後の交渉では、コメや一部乳製品を対象とすること等を求める声が相次いだといひます。今回の協定を発効させ、今後も交渉を続けることで、まさに際限のない対米譲歩になる危険を指摘しなければなりません。

以前、農水省は、農産物輸入が世界レベルで自由化された場合、食料自給率が14%に落ち込み、コメ生産は90%減、豚肉・牛肉は70%減になるという悪夢の試算を公表しました。町村会の府への予算要望でも、国際化による農林水産物の価格の低下を危惧しています。T P P 11、日欧E P A、日米F T A が進めば、この悪夢が現実のものになると、多くの農家と消費者は懸念しています。

国会での追及に、政府は不十分ながら影響試算を公表しました。過小評価の試算でも、T P P 11、日欧E P Aとあわせて、牛肉で15%、豚肉で11%、牛乳で10%の減少となっています。安倍首相は「影響ない」と強弁してきましたが、2018年度の自給率は37%と、あの冷害凶作だった1993年を下回る最低になっています。

F T Aは「協定が発効して4カ月後に関税などで再交渉する」とされ、「7年後の見直し」とするT P P と比べても異常な大幅譲歩です。次の交渉では、コメの輸入枠の拡大、関税の撤廃で、日本農業が立ち行かなくなることは明らかではないでしょうか。

そこで伺います。本府の2018年11月の国への重点要望でも、日米T A G交渉への断固たる姿勢の対応、生産現場の不安に配慮した対応を求めています。農業分野の市場開放が避けられない状況にあります。T P P 11、E P A、日米F T Aで農産物分野での輸入自由化が進めば、日本の農業が初めに紹介したような壊滅的影響を受けることは明らかだと思ひますが、知事のご所見はいかがでしょうか。

また、京都府の農業はよりいっそう厳しい事態に陥ることが予想されるが、知事は京都の農業をどのように考えておられるのかお聞かせください。また、京都府民の食糧確保、京都農業の安定発展のためにも、日米F T A協定の中止を国に求めるべきではありませんか。いかがですか。

## 京都の農業を守るために、戸別所得補償制度の復活を

【原田議員】次に、京都の農業に係わって質問いたします。

安倍首相は、農業総生産額も生産農業所得も過去最高になったと自慢しています。しかしその実態は、生産が減り、市場に出る量が減って価格が上がっているだけです。農地も基幹的農業者も販売農家も減り続けて生産基盤が弱体化しており、食料自給率低下の理由ともなっていることを、安倍首相はまったく見ていません。

例えば左京区の奥の久多では、水稻を唯一耕作していた農家が来年度からは農業をやめると言われ、

久多からコメ作りが消えるとともに、新たな耕作放棄地が増えようとしています。これが京都の農業の実態ですが、昨年集落営農組織の悉皆調査でアンケートが取り組まれました。農業、集落営農組織の厳しい実態が如実に表れています。

京都の農業は他府県から比べると総じて小規模であり、調査で、「5年後には集落営農組織が継続していない」が10ha未満では20%、10ha以上でも10%となっています。後継者育成問題では10ha未満で10%、10ha以上は14%が「課題である」としています。

京都府は対策として、大規模化、スマート農業や農業の六次産業化、輸出強化などを言っていますが、水稻中心であり、圧倒的な農業者は置いてきぼりとなってしまいます。さらに国の戸別所得補償の廃止で、水稻農業はよりいっそう厳しい事態になっています。転作支援で、酒米や飼料用米等への転換は取り組まれています。耕作面積1万4700haのうちわずか1050ha、7%にとどまっており、圧倒的農家は戸別所得補償の収入減が打撃となっています。京都府への町村会の要望でも、水田の活用、直接支払い交付金、水田対策の充実・強化、担い手育成の要望が出されています。

戸別所得補償の収入がトラクターなど農業機械の償却返済の財源となっていたが、その財源がなくなった下では、「この機械が壊れたら農業をやめる」という農家が増え続けています。少しでも生産意欲が湧くような支援として、食料自給率を引き上げるためにも、所得補償の仕組み復活が必要です。

そこで伺います。廃止前の京都の戸別所得補償総額は概ね7億円程度と聞きますが、農業の果たしている役割は、生命の維持に必要な食料確保とともに、人の営み、コミュニティー、地域経済を守り、素晴らしい里の景観を守り、環境保全、天然のダム機能、生物の多様性等々、計り知れないものがあります。農業の果たしている社会的貢献、社会コストとして、その公益性、役割に応じた支援が必要であり、国に戸別所得補償の復活を求めるとともに、国が復活するまでは京都府として支援を行うべきではありませんか。いかがですか。

## 中山間地域の農業振興へ、農業機械導入・更新への支援を

【原田議員】今日に至っては、高齢化による耕作放棄地の拡大など深刻な事態が進んでいるも、集落営農法人・組織は農地を守る最後の砦となっています。その集落営農組織が、いま厳しい経営実態にあります。設立から10年以上経過し、農業機械がすでに償却年数を過ぎ、老朽化で更新期に来ている組織が多くあります。機械の更新費用不足、運営資金の枯渇が深刻で、社長や責任者が無給状態に近いなかで支えても、存続が危ぶまれる憂うべき事態となっています。

また、耕作ができなくなった農地を個人で受託し、地域農業を支えている人たちは、もっと深刻な事態です。私の知り合いの専業農家の方は、自分の田圃は1町弱で、他は農業が続けられなくなった田圃を請け負って8町ほどの耕作をしています。「トラクターや田植え機、コンバイン、籾摺り機、色別機から冷蔵貯蔵庫まで設備はそろえた。投下資本の回収もおぼつかないが、息子が継いでくれれば」と地域の農業を守って頑張っています。口丹地域にある、農業公社でも受託しない耕作不利地を受託し、農業を支えています。府内各地に同じような思いで必死に支えている人たちへの支援が求められます。中間管理機構が土地集約と圃場整備を負担してまで集約化を図っているが、進んでいない実態が何よりもの証明です。

中山間地域の荒廃農地対策や農業振興にあたって、特に農業機械の設備導入・更新は、いまスマート農業や共同作業組織、品目の転換を条件にした支援制度となっていますが、いま求められているのは、農業機械への支援の条件を引き下げ、中古機械でも、品目転換や規模拡大でなくても、営農意欲があり継続して営農するより多くの農業者への支援が可能となる制度が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

## 新規就農者支援、鳥獣害対策の強化を

【原田議員】次に、新規就農者支援について伺います。

日本の農業を見ると、農業を中心的に担う基幹的農業従事者は、2010年の205万人から2019年の140



万人へと減少しました。その42%は70歳以上です。このまま推移すれば、近い将来、大量リタイアで農業者の激減は避けられません。

新規就農者が就農して、数年でトラクターの購入時にローン契約を断られ、お金を工面して何とか購入したが、信用付与、資金面でも新規就農には厳しい状況となっています。京都府の次世代人材投資事業は、国が予算を減額する下で、林業・水産は減額した支援となっているものの、農業は減額することなく支援が行われていると聞きますが、国の予算は減少の一途となっています。対象年齢は50歳まで拡大されたが、先進農家や生産法人など、研修先によっては雇用関係で農の雇用事業を利用するように求められています。農業での雇用は厳しい状況にあり、農業で新規就農にチャレンジするためのハードルを高くしたら新たな参入は望めない。京都府の新規就農者支援をどう強化しようとしているのでしょうか。お聞かせください。

次に、鳥獣被害に関わって質問します。今年は各地でクマの出没情報が流れ、鳥獣の被害に各所で悲鳴の声が上がっています。電柵やメタルメッシュ柵が積極的に取り組まれています。鳥獣被害は農業への意欲を失わせる事態となっています。また、メタルメッシュの防護柵は大きな効果があり、兵庫県ではシカやサル対策も兼ねてメタルメッシュの上に電柵をつけて防護する取り組みもあるように聞きますが、設置から10年以上経過し修繕が負担となっている。かつては現物支給だったが、現状の助成は、14年の耐用年数が過ぎたものや新規の場合は自己設置なら1mあたり2,500円、委託施工なら50%助成となっています。

耐用年数前の修繕は、自己負担か中山間地域等直接支払制度、生物多様性保全推進事業補助の活用をと言われるが、農業そのものが厳しいなかで、負担軽減支援制度の強化が望まれています。営農継続への支援として、鳥獣害対策への支援強化を国に求めるとともに京都府独自の支援施策の検討が必要と思うが、いかがでしょうか。お答えください。

鳥獣害駆除では、ある自治体では、猟期に入る前なら1頭1万2000円の助成が出るが、猟期になると3頭までは補助にならず、4頭目からメスシカ1頭5000円の補助が出るものの処理費用にもならないため、畏にかかっても逃がしてしまうようなこともあるやのようにお聞きします。現状の補助制度の仕組みでは魅力がなく、積極的駆除推進へ制度の強化の見直しが求められると思いますが、いかがでしょうか。

## 廃止された種子法の復活を。種子条例制定で「食の安全」を守れ

**【原田議員】**次に、種子法廃止に関わってです。

主要農作物種子法が廃止されて2年半。安倍内閣は、「民間の参入を妨げる」ことを同法廃止の理由としました。戦後営々と続けられてきた、種子法に基づく種子供給と品種改良の継続性に対し、まったく配慮に欠けたものです。モンサント等の国際メジャー企業が世界の種子を寡占化しています。食料安保の上でも日本の種子を守ることが求められます。

先日、福井県の福井米戦略課に直接伺って、種子条例制定の調査をしてきました。県はJAや農家から種子法廃止に伴う不安の声を聴き、原種、原原種を守り、地域の気象条件や環境に適した種子を安価で安定的に供給するため、財政的に担保した条例を制定されていました。13道県が、種子法と同趣旨の条例制定で「食の安全と食料主権」を守ろうとしているし、さらに滋賀、岩手の各県でも条例制定の検討が表明されています。

さらに、道府県で種子生産体制を継続する方針を出していますが、焦点となるのは財政上の措置です。本府でも種子条例を制定し、種子法の趣旨が継続される、財政的にも担保されるようすべきではないでしょうか。また、国に種子法の復活を求めるべきではないでしょうか。ご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

**【西脇知事・答弁】**原田議員のご質問にお答えいたします。

農業が直面する課題についてでございます。本年はTPP11、日EU・EPAの発行に加え、日米貿易協定の合意と、貿易をめぐる環境が大きく変化しておりますが、そうした国家間の取り決めとなる貿

易協定につきましては、総合的な国益の観点から、国に於いて決定されるものでございます。京都府といたしましては、これら貿易協定の交渉が始まって以降、国に対しまして、農林水産業にかかわる方々の不安や懸念が払拭されるよう、必要な情報開示や京都府農林水産業の実情に沿った対策を求めてまいりました。

こうした要望を続けた結果、国は平成 27 年度から関連する補正予算を計上し、京都府では、昨年度までに 60 億円を超える予算を獲得して、中山間地域を含む産地の競争力強化と畜産・酪農の生産基盤強化を進めてきたところでございます。また、今月 4 日に国会で承認された日米貿易協定では、コメは関税削減撤廃から除外をされました。その他の品目につきましても、例えば、牛肉では 2033 年度までに、最終 9 %まで関税が下がるといったように、段階的に関税が引き下げられるものが多くございます。国では、10 月末に公表した影響試算の結果等を踏まえ、農家の不安にしっかり向き合い、万全の対策を講じていくため、今月 5 日に総合的な T P P 等関連政策大綱を改定し、同大綱の施策を盛り込んだ「安心と成長の未来を開く総合経済対策」を閣議決定し、生産基盤を強化するとともに、輸出にも対応した強い農林水産業、農山漁村を構築することとしております。

京都府といたしましては、引き続き、中山間地域の多い京都府の実情を踏まえた施策展開を行うよう国に要望するとともに、国の予算も活用しながら、京都ブランドの強みを生かした収益性の高い農林水産業を実現させてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【沼田農林水産部長・答弁】**戸別所得補償制度についてでございます。国では、コメ政策を大きく見直し、コメの生産に対し戸別所得補償として、全国一律の単価で交付していたコメの直接支払い交付金を平成 30 年産米から廃止し、水田において自らの経営判断で様々な作物を生産する農業者に対して支援を行う「水田フル活用施策」に転換されたところであります。

京都府といたしましては、これまでから進めてきた農家の方々が持つ高い栽培技術や地域の特色を生かした、付加価値の高い農業経営の実現をいっそう促進していくことが大切と考えております。このため、コメにつきましては、共同利用機械の導入支援により生産コストの削減を図るとともに、ブランドの価値を高め高付加価値につなげるための「京のプレミアム米コンテスト」や、「京都オリジナル品種の育成」などの取り組みを行っております。さらに、需要の増加に支えきれない京野菜や酒米などの、生産拡大にむけた取り組みにも支援をしております。一律の所得補償ではなく、各農家に寄り添った柔軟な支援策をいっそう強化することにより、地域農業を振興し農村を守ってまいりたいと考えております。

次に、中山間地域における農業機械支援制度についてであります。中山間地域は、平坦部に比べ規模拡大が困難で、コスト面で不利な条件にあることから、京都府の共同利用機械等の導入支援事業では、面積要件の緩和や補助率の嵩上げを行ってきたところであります。また、耐用年数の残存期間が 3 年以上の中古機械の導入についても補助対象とするとともに、ライスセンターにおける米の乾燥機などの大型機器のメンテナンスや部品交換等についても支援することにより、機械の導入や維持管理等に係わる農家の負担軽減に努めているところでございます。さらに、中山間地域においても、生産性や品質の向上が期待できる高度な機能を持ったスマート農業機械の開発に協力するとともに、その導入支援を本年度から開始したところでございます。

引き続き、こうした中山間地域の農業振興につながる、農業機械への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新規就農支援についてであります。新規就農者に対し、営農が軌道にのるまでの期間、一定額の給付金が交付される「農業次世代人材投資事業」につきましては、国の当初予算が減額されておりましたが、国への再三の要望が実り、今年度も府内すべての対象者に交付することができたところでございます。引き続き、国に対し、予算の確保と多くの新規就農者が使いやすい制度となるよう、要望して

まいりたいと考えております。

また京都府では、この「農業次世代人材投資事業」に加え、府独自の就農支援事業として、「担い手育成実践農場」や「丹後農業実践型学舎」を実施してまいりました。これらの事業では、栽培技術や営農ノウハウを身につけていただくよう研修等を行うとともに、農地や住宅の確保についてもパッケージにして支援をしてまいります。こうした手厚いサポートにより、近年の新規就農者数は年間約 140 名程度と、10 年前の約 3 倍まで増加しております。さらに、今年度は宇治茶の担い手を育成するため、茶業研究所を拠点とした「宇治茶実践型学舎」をスタートさせたところであります。

引き続き、京都府農業の明日を担う農業者を確保し、しっかりと育成してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策についてであります。獣害防止柵の設置につきましては、平成 23 年度に事業が創設された際に京都府が目標とした、3200 k m の整備を昨年度に達成したところであり、今後は、新たに被害発生が認められる地区への防止柵の延長と合わせ、既存施設の機能や効果を持続させるための日常点検活動や、適切な維持管理作業の実施が課題となっております。国では、こうした防止柵の長寿命化に向けた地域ぐるみでの共同活動を、「日本型直接支払い交付金」の交付対象としております。引き続き、本事業の継続と必要な予算の配分を、国に求めてまいりたいと考えております。

さらに、京都府におきましては、農業改良普及センターや関係市町村等で被害対策チームを構成し、柵の補強や破損箇所の修繕など効果的な維持管理の手法を現地で指導しており、今後もこうした取り組みにより、有害鳥獣の被害防止対策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

多くの農作物被害をもたらすシカ・イノシシの捕獲方法は、市町村が作成した鳥獣被害防止計画にもとづき、委託された捕獲班が行う「被害防止捕獲」と、狩猟免許を持つ個人が趣味や捕獲物の売買等を目的に 4 カ月の狩猟期間に行う「狩猟捕獲」の 2 種類がございます。

「被害防止捕獲」につきましては、京都府では捕獲 1 頭あたり 7000 円を交付しており、さらに地域の実態に応じて上乘せを行っている市町村もございます。一方、「狩猟捕獲」につきましては、イノシシが高値で取引されるのに比べ、シカは需要が少ないことから、狩猟期間中のシカの捕獲数が 4 頭にも満たない狩猟者が多数を占めておりました。そこで京都府では、平成 25 年度に独自施策として、4 頭目以降の捕獲に対し報奨金を支出する「シカ捕獲強化事業」を創設いたしました。その結果、シカの捕獲数は事業創設前に比べ約 1.5 倍増加し、4 頭以上を捕獲する狩猟者も 3 割程度増加するなど、1 人当たりのシカ捕獲数の増加につながっております。

今後も狩猟動向等に注視しながら、効果的な捕獲につながるよう、施策の実施・充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、種子法についてでございます。京都府におきましては、主要農作物種子法廃止後も原種農場を設置運営し、普及指導員による検査体制も維持しながら、京都府が主体となって「コシヒカリ」や「キヌヒカリ」など、主要品種や京都府育成の酒米品種などを対象に、良質かつ安定的な種子生産を従来と同じ体制で実施しているところでございます。また、原種生産などに必要な予算をこれまでと同様計上するとともに、国に対しては十分な地方財政措置の継続を強く要望しているところであり、今後もこれらの施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 【原田議員・再質問】

ご答弁をいただきましたけれども、事業説明書のようなご答弁ばかりで、私の聞いていたところとはかなりかけ離れていたのではないかと思います。例えば、牛肉の輸出の関係でも、T P P 12 カ国での数字と、それから T P P 11 になっての牛肉の輸入量については、数字は変わっていない。さらに今度の日米 F T A によって、その輸入量が増やされているという状況になっているのが今の実態ですし、その状況では、本当にいま、農家のみなさんが安心して続けられるかどうかというと、とてもじゃないが信じられない状況だと思っております。新規就農の関係でも、いま非常に困っているのは、「その信用度をどうつ

けるのか」ということも含めて、先ほど紹介したような内容があるにもかかわらず、しかも、先ほども「農の学舎」も説明されていましたが、この「農の学舎」も新たな年度の募集は中止をされているのではないかと思います。そこらへんも含めて、本当にいま、我々の暮らしや、そして中小企業のみなさんや農家のみなさんの、この苦しみに対して、F T Aの問題でも、農業の問題でも、本当にこれは大変な状況にある。

ただ1点、ご紹介しておきたいのは、農業の実態です。農業ではいま、この農業によってどれだけの人たちが支援されているのかという点で言うと、今の農業で、例えば生産力にかかわってですが、ある試算では1 ha 当たりで何人の人を養えるか、比較するデータがあります。日本では9.33人、1 ha で養える。韓国で7.5人、ドイツでは4.1人、アメリカでは0.88人、オーストラリアでは0.11人と、規模が問題ではなく、小規模であっても非効率と思われるような日本の水田が高い生産性を持っており、この日本の農業をどう守るかということが、自給率の問題を含め、我々の暮らしを守る上で必要な施策として、十分に農業支援を行うことを求めて質問を終わります。

【他会派議員の一般質問項目】

**12月9日**

片山誠治(自民党・南丹市及び船井郡)

1. 農業用ため池整備について
2. 地域医療について

梶原英樹(府民クラブ・京都市山科区)

1. 子どもたちの教育の機会均等について
2. イクメンが多い京都を目指す取組について
3. 広域観光の推進について

山口 勝(公明党・京都市伏見区)

1. 薬物乱用防止対策について
2. 性的少数者への支援策について
3. 伏見稻荷大社周辺の交通安全対策について

青木義照(自民党・京都市中京区)

1. 地球温暖化対策について
2. 鴨川について

**6月25日**

渡辺邦子議員(自民党・京都市伏見区)

1. 児童虐待について
2. 宇治茶の普及促進について
3. 花山天文台の活用について

中村正孝議員(自民党・亀岡市)

1. 京都スタジアムについて
2. 企業内保育について
3. 府民協働型インフラ保全事業について
4. 地元問題について
  - (1)国道9号のWルート化及び強靱化対策について
  - (2)桂川の河川改修について

堤 淳太議員(府民クラブ・長岡京市及び大山崎町)

1. 就職氷河期世代を中心とした脱ひきこもり支援について
2. 管理者不在の山林における森林管理について
3. 保健所が果たすべき役割について